

特定地域型保育事業(確認検査基準)

※家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業

(凡例) 以下の関係法令等を略称して次のように表記する。

番号	関係法令等	略称
1	子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)	法
2	八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年9月24日条例第38号)	市確認条例
3	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)	平26府令39

第1 基本原則	1	第4 利用者負担額の基準	10
第2 利用定員に関する基準	2	1 利用者負担額の徴収(実費徴収、上乗せ徴収含む)	10
第3 運営に関する基準	2	第5 会計の区分	11
1 内容及び手続きの説明及び同意	2	第6 保育に関する基準	12
2 応諾義務(正当の理由のない提供拒否の禁止)	3	1 子どもの心身の状況の把握	12
3 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	3	2 小学校等との連携	12
4 市が行うあっせんへの協力	3	3 教育・保育の提供の記録	12
5 利用調整への協力	3	4 特定地域型保育の取扱方針	12
6 教育・保育提供困難時の対応	3	5 相談及び援助	12
7 受給資格等の確認	3	6 事故防止及び事故発生時の対応(職員)	12
8 支給認定申請の援助	4	7 事故発生時の対応・事故の再発防止	13
9 連携施設の設定	4	8 提供する教育・保育の質の向上	13
10 施設型給付等の額の通知	5	第7 記録の整備	14
11 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	5			
12 利用者に関する市への通知(不正受給の防止)	5			
13 運営規程の策定	5			
14 勤務体制の確保等	6			
15 定員の遵守	6			
16 掲示	6			
17 差別の禁止	6			
18 虐待等の禁止	6			
19 懲戒に係る権限の濫用禁止	6			
20 非常災害対策	7			
21 秘密保持、個人情報保護	7			
22 情報の提供等	7			
23 利益供与等の禁止	8			
24 苦情解決	8			
25 苦情解決に関する市への協力	8			
26 地域との連携	9			

特定地域型保育事業確認基準(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第1 基本原則	(1) 特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指すものでなければならない。	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指すものとなっているか。	平26府令39第3条第1項 市確認条例第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指すものとなっているか。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育の提供に努めなければならない。	小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、常に当該小学校就学前子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めているか。	法第33条第6項 平26府令39第3条第2項 市確認条例第3条第2項	小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重し、常に当該小学校就学前子どもの立場に立った特定教育・保育の提供に努めていない。	B
	(3) 特定地域型保育事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、小学校、他の施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設、その他の学校、保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めなければならない。	地域・家庭との結び付きを重視した運営、各関係者との密接な連携に努めているか。	法第33条第4項 平26府令39第3条第3項 市確認条例第3条第3項	地域・家庭との結び付きを重視した運営、各関係者との密接な連携に努めていない。	B
	(4) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	必要な体制の整備、研修等の措置を講じているか。	平26府令39第3条第4項 市確認条例第3条第4項	必要な体制の整備を行っていない。必要な措置を講じていない。	C
	(5) 特定地域型保育事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等(国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。)の受注の機会の増大に協力するよう努め、利用定員が20人以上の事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)を行う者にあつては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。	障害者就労施設等からの受注の機会の増大に協力しているか。	市確認条例第3条第5項 <市独自>	障害者就労施設等からの受注の機会の増大に協力するよう努めていない。	B
	利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者にあつては、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めているか。	市確認条例第3条第5項 <市独自>	利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者にあつては、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めていない。	B	

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第2 利用定員に関する基準	(1) 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。	各事業ごとの利用定員が遵守されているか。 ・家庭的保育 1人以上5人以下 ・小規模A型・B型 6人以上19人以下 ・小規模C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型事業 1人	平26 府令39第37条第1項 市確認条例第38条	利用定員が遵守されていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めなければならない。	3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	平 26 府令39第 37 条第 2 項 市確認条例第38条第2項	3号認定子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めていない。	C
第3 運営に関する基準					
1. 内容及び手続の説明及び同意	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、①運営規程の概要、②連携施設の種類の種類、③名称、④連携協力の概要、⑤職員の勤務体制、⑥利用者負担⑦その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	重要事項の交付及び説明と同意を行っているか。	平26府令39第38条第1項 市確認条例第39条	重要事項を記した文書の交付及び説明と利用申込者の同意を行っていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があつた場合には、(1)の文書の交付に変えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を平 26 府令 39 第5条第2項各号及び第3項に掲げる方法(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。	申出があつた場合、電磁的方法により提供しているか。	平26府令39第5条第2項 市確認条例第5条第2項 (準用) 平26府令39第38条第2項 市確認条例第39条第2項	申出があつたにも関わらず電磁的方法により提供していない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、電磁的方法により、(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア 電磁的方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式	電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	平26府令39第5条第5項 市確認条例第5条第4項 (準用) 平26府令39第38条第2項 市確認条例第39条第2項	電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。	C
	(4) (3)の承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、当該利用申込者が再び(3)の承諾をした場合を除き、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしてはならない。	(3)の承諾をした場合を除き、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法により実施していないか。	平26府令39第5条第6項 市確認条例第5条第5項 (準用) 平26府令39第38条第2項 市確認条例第39条第2項	当該利用申込者が再び(3)の承諾をした場合を除き、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法により実施している。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
2. 応諾義務(正当の理由のない提供拒否の禁止)	特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒むことはできない。	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。	法33条第1項 平26府令39第39条第1項 市確認条例第40条	支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき、正当な理由がなくこれを拒んでいる。	C
3. 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	(1) 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考する。 (2) (1)の特定地域型保育事業者は、(1)の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行う。	保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考しているか。	法33条第2項 平26府令39第39条第2項 市確認条例第40条第2項	保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考していない。 選考方法が不十分である。	C B
		選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。	平26府令39第39条第3項 市確認条例第40条第3項	選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っていない。 明示方法が不十分である。	C B
4. 市が行うあっせんへの協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力する。	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平26府令39第40条第1項 市確認条例第41条第1項	市町村が行うあっせん及び要請に対し協力できていない。	B
5. 利用調整への協力	特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力する。	市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	平26府令39第40条第2項 市確認条例第41条第2項	市町村が行う調整及び要請に対し協力できていない。	B
6. 教育・保育提供困難時の対応	特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。	連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	平26府令39第39条第4項 市確認条例第40条第4項	連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていない。	C
				措置が不十分である。	B
7. 受給資格等の確認	特定地域型保育事業者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認する。	受給資格等の確認を行っているか。	平26府令39第8条 市確認条例第8条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	受給資格等の確認を行っていない。	C
				確認が不十分である。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
8. 支給認定申請の援助	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。</p>	<p>当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>平26府令39第9条第1項 市確認条例第9条第1項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条</p> <p>平26府令39第9条第2項 市確認条例第9条第2項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条</p>	<p>当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助が行っていない。</p> <p>必要な援助が不十分である。</p> <p>支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていない。</p> <p>必要な援助が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
9. 連携施設の設定	<p>(1) 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次アからウに掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者はこの限りでない。</p> <p>ア 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>イ 必要に応じて、代替保育を提供すること。</p> <p>ウ 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子どもを、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>(2) 居宅訪問型保育事業を行う者は、八王子市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設(以下「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者はこの限りでない。</p> <p>(3) 事業所内保育事業を行う者であって、市確認条例第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、(1)の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、(1)ア及びイに係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保しているか。</p> <p>連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しているか。</p> <p>特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報を提供し、密接な連携に努めているか。</p>	<p>平26府令39第42条第1項 市確認条例第43条</p> <p>平26府令39第42条第2項 市確認条例第43条第2項</p> <p>平26府令39第42条第3項 市確認条例第43条第3項</p> <p>平26府令39第42条第4項 市確認条例第43条第4項</p>	<p>連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(連携施設)を適切に確保していない。</p> <p>連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保していない。</p> <p>特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等に対して情報を提供し、密接な連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
10. 施設型給付等の額の通知	(1) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付(法第28条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この10において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知する。	支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。	平26府令39第14条第1項市確認条例第14条第1項(準用) 平26府令39第50条市確認条例第51条	支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知していない。 通知が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、第4の1(2)の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付する。	特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しているか。	平26府令39第14条第2項市確認条例第14条第2項(準用) 平26府令39第50条市確認条例第51条	特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付していない。 特定教育・保育提供証明書に不備がある。	C B
11. 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	(1) 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平26府令39第45条第1項市確認条例第46条第1項	自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っていない。 評価や改善が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	平26府令39第45条第2項市確認条例第46条第2項	定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めていない。	B
12. 利用者に関する市への通知(不正受給の防止)	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	平26府令39第19条市確認条例第19条(準用) 平26府令39第50条市確認条例第51条	特定地域型保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していない。 市への通知が不十分である。	C B
	13. 運営規程の策定	特定地域型保育事業者は、次の①から⑪に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 第2に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(3(1)に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	①から⑪に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	平26府令39第46条市確認条例第47条	①から⑪に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていない。 規程の内容が一部不適正である。

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
14. 勤務体制の確保等	(1) 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めなければならない。	支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めているか。	平26府令39第47条第1項 市確認条例第48条第1項	職員の勤務の体制を定めていない。 職員の勤務の体制が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。	当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しているか。	平26府令39第47条第2項 市確認条例第48条第2項	当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供していない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	研修の機会を確保しているか。	平26府令39第47条第3項 市確認条例第48条第3項	研修の機会を確保していない。 研修の機会の確保が不十分である。	C B
15. 定員の遵守	特定地域型保育事業者は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行っているか。	平26府令39第48条 市確認条例第49条	利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行っている。	C
16. 掲示	特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	重要事項を掲示しているか。	平26府令39第23条 市確認条例第23条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	重要事項を掲示していない。	C
				重要事項の掲示が不十分である。	B
17. 差別の禁止	特定地域型保育事業者においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	平26府令39第24条 市確認条例第24条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしている。	C
18. 虐待等の禁止	特定地域型保育事業者の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平26府令39第25条 市確認条例第25条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
19. 懲戒に係る権限の濫用禁止	特定地域型保育事業者の長たる特定地域型保育事業者の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときに、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	平26府令39第26条 市確認条例第26条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときに、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用している。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
20.非常災害対策	(1) 特定地域型保育事業所の管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を策定し、あわせて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。	具体的計画を策定し、あわせて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しているか。	市確認条例第27条第1項 (準用) 市確認条例第51条 <市独自>	具体的計画を策定し、あわせて非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知していない。	C
	(2) 特定地域型保育事業は、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。	定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。	市確認条例第27条第2項 (準用) 市確認条例第51条 <市独自>	定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていない。	B
21. 秘密保持、個人情報保護	(1) 特定地域型保育事業の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平26府令39第27条第1項 市確認条例第28条第1項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしている。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平26府令39第27条第2項 市確認条例第28条第2項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得なければならない。	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。	平26府令39第27条第3項 市確認条例第28条第3項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ていない。	C
22. 情報の提供等	(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるように、当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平26府令39第28条第1項 市確認条例第29条第1項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	当該地域型保育事業者が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めていない。	B
	(2) 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなつてはならない。	当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。	平26府令39第28条第2項 市確認条例第29条第2項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	当該特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっている。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
23. 利益供与等の禁止	(1) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(2)において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平26府令39第29条第1項 市確認条例第30条第1項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	利益を供与している。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平26府令39第29条第2項 市確認条例第30条第2項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	利益を収受している。	C
24. 苦情解決	(1) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平26府令39第30条第1項 市確認条例第31条第1項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平26府令39第30条第2項 市確認条例第31条第2項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。	平26府令39第30条第3項 市確認条例第31条第3項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。	B
25. 苦情解決に関する市への協力	(1) 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平26府令39第30条第4項 市確認条例第31条第4項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	市から指導又は助言を受けた場合でも、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていない。	C
	(2) 特定地域型保育事業者は、市からの求めがあった場合には、(1)の改善の内容を市に報告しなければならない。	市からの求めがあった場合には、(1)の改善の内容を市に報告しているか。	平26府令39第30条第5項 市確認条例第31条第5項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	市からの求めがあった場合には、(1)の改善の内容を市に報告していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
26地域との連携	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平26府令39第31条 市確認条例第32条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第4 利用者負担額の基準 1. 利用者負担の徴収	<p>(1) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型教育を含む。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けなければならない。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定するものとする。</p> <p>(4) 特定地域型保育事業者は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から④までに掲げる費用のみとする。 ① 日用品、文房具その他の特定地域型保育事業に必要な物品の購入に要する費用 ② 特定地域型保育事業等に係る行事への参加に要する費用 ③ 特定地域型保育事業に通う際に提供される便宜に要する費用 ④ ①から③までに掲げるもののほか、特定地域型保育事業において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>法定代理受領を受けないときに、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。</p> <p>当該便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けていないか。</p> <p>領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。</p>	<p>法第29条第3項第2号 法第30条第1項第2号第2項第3号 平26府令39第43条第1項市確認条例第44条第1項</p> <p>平26府令39第43条第2項市確認条例第44条第2項</p> <p>平26府令39第43条第3項市確認条例第44条第3項</p> <p>平26府令39第43条第4項市確認条例第44条第4項</p> <p>平26 府令39第43条第5項市確認条例第44条第5項</p>	<p>利用者負担額の支払を受けていない。</p> <p>利用者負担額の受領が不十分である。</p> <p>法定代理受領を受けないときに、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けていない。</p> <p>特定地域型保育費用基準額の受領が不十分である。</p> <p>当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定していない。</p> <p>当該便宜に要する費用について、該当しない費用の支給を受けている。</p> <p>領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。</p> <p>領収書の交付が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第5 会計の区分	(6) 特定地域型保育事業者は、(3) 及び(4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得る。	(3) 及び(4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。	平26府令39第43条第6項 市確認条例第44条第6項	(3) 及び(4) の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、(4) の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ていない。	C
	特定地域型保育事業者は特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平26府令39第33条 市確認条例第34条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第6 保育に関する基準 1. 子どもの心身の状況の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	平 26府令39第41 条 市確認条例第42条	支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めていない。	B
2. 小学校等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	平26府令39第11条 市確認条例第11条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めていない。	B
3.教育・保育の提供の記録	(1) 特定地域型保育事業者は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。	特定教育・保育を提供した際の記録をしているか。	平26府令39第12条 市確認条例第12条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	記録をしていない。 記録が不十分である。	C B
4.特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 37 条の規定に基づく保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行う。	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	平26府令39第44条 市確認条例第45条 市認可条例第37条 保育所保育指針	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っていない。	C
5. 相談及び援助	特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平26府令39第17条 市確認条例第17条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていない。	C
6. 事故防止及び事故発生時の対応(職員)	特定地域型保育事業者の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	必要な措置を講じているか。	平26府令39第18条 市確認条例第18条 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	必要な措置を講じていない。	C

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
7. 事故発生時の対応・事故の再発防止	(1) 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じなければならない。 ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。 イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者周知徹底する体制を整備しているか。 ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。	アからウに定める措置を講じているか。	平26府令39第32条第1項 市確認条例第33条第1項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	アからウに定める措置を講じていない。 措置が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平26府令39第32条第2項 市確認条例第33条第2項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	必要な措置を講じていない。	C
	(3) 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	平26府令39第32条第3項 市確認条例第33条第3項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	C
	(4) 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平26府令39第32条第4項 市確認条例第33条第4項 (準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていない。	C
8. 提供する教育・保育の質の向上	特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。 (11. 評価再掲)	提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。	法33条第5号 (準用)	提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めていない。	B

項目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
第7 記録の整備	(1) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平26府令39第49条第1項 市確認条例第50条第1項	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。 諸記録が不十分である。	C B
	(2) 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の①から⑤に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。				
	①第6の4に規定する「特定地域型保育の提供に当たっての計画」	特定地域型保育の提供に当たっての計画の記録があるか。	平26府令39第49条第2項 市確認条例第50条第2項	記録をしていない。 記録が不十分である。	C B
	②第6の3に規定する「提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録」(再掲)	特定教育・保育を提供した際の記録をしているか。(再掲)	(準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	記録をしていない。(再掲) 記録が不十分である。(再掲)	C B
	③第3の12に定める「市への通知」に係る記録	市への通知に係る記録をしているか。	(準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	記録をしていない。 記録が不十分である。	C B
	④第3の24(2)に定める「苦情の内容等」の記録(再掲)	苦情の内容等の記録をしているか。	(準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	記録をしていない。(再掲) 記録が不十分である。(再掲)	C B
	⑤第6の7(3)に規定する「事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録」(再掲)	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録があるか。(再掲) その完結の日から五年間保存しているか。	(準用) 平26府令39第50条 市確認条例第51条	記録をしていない。(再掲) 記録が不十分である。(再掲) その完結の日から五年間保存していない。	C B C